平成２６年（フ）第２４７５号
栃木県小山市本郷町３丁目４―１、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区松本１丁目26―20―506
破産者　石山　和彦
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８００号
東京都港区白金１丁目29番９号　ライオンズマンション白金東601号室、商業登記簿上の本店所在地東京都港区北青山３丁目５番４号
破産者　株式会社アイ・ピー・アール
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３５号
東京都江東区亀戸７丁目58―14
破産者　宮城　成次
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９８号
東京都大田区西蒲田１丁目12―２
破産者　岡村　麻子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３１８号
福井県福井市日之出４丁目７―11―201、開始決定時の住所福井県福井市宝永１丁目24―１―602
破産者　松田　文彦
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６６０号
大阪市城東区関目１丁目９番24号
破産者　南光自動車株式会社
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３３８号
東京都文京区向丘１丁目13―５―607、開始決定時の住所東京都文京区本郷４丁目１―８―601
破産者　渡邊真砂子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２０号
東京都足立区島根４丁目24―２
破産者　菊田　利雄
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７８号
長崎県佐世保市吉井町直谷1078番地、旧住所千葉県浦安市東野２丁目23番６―117号　モア・ステージ新浦安
破産者　渕上　洋子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町20番36号、前住所鹿児島県薩摩川内市向田本町９番13号
破産者　川畑　祐清
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３６０８号
奈良県橿原市木原町46番地の５
破産者　原田　光雄
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７９９号
大阪府八尾市北本町１丁目５番30―310号
破産者　入山登志夫
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６２号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番32号　ＭＩＣＡＳＡＳＡＮＯ505号
破産者　大槻　正明
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１５０号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目９番15―202号、開始決定時の住所大阪市住之江区粉浜西１丁目10番21号
破産者　花丸　和美
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６９号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目７―14、開始決定時大阪府東大阪市菱屋西６丁目５番27―307号
破産者　大江　直美
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２６号
大阪府高槻市津之江北町32番21号
破産者　吉田久登志
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５８号
大阪府東大阪市宝持２丁目６番31号　105号
破産者　石本　　巧
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部